

問16 三重県庁の職員採用についての補足資料

(三重県における多文化共生施策の推進について)

三重県における外国人住民数は、66,836人(令和6年12月31日現在)で過去最高を更新し、県の総人口の3.82%を占めています。

近年、深刻な人口減少や少子高齢化を背景に外国人の受け入れは増加しており、製造業、サービス業、建設業、農業、医療・介護などさまざまな分野を担う人材として、また、地域社会を支える一員としてなくてはならない存在になっていますが、一方で、昨今SNS等では事実やデータに基づかない情報により外国人住民を排斥する主義や主張が散見されます。

こうしたなか、今後も、三重県では外国人住民を地域を共につくる当事者として位置づけ、外国人の持つ文化的多様性を地域の活力や成長につなげるとともに、外国人住民への不当な差別や人権侵害のない、誰もが安心して暮らし、活躍することができる社会の実現をめざして、多文化共生に関する施策を一層強力に推進していくこととしています。

(外国籍職員の採用に関する公務の特殊性について)

公務においては公権力の行使や公の意思の形成に参画する機会があるため、国家公務員では日本国籍が必要とされています。

一方、地方公務員においては、公権力の行使や公の意思の形成に参画する職務でなければ日本国籍を有しなくても職務に就くことが可能とされ、本県では平成11年以降、多くの職種で外国籍の方々の採用を可能としており、現在、本県を含む12府県が同様の取り扱いをしています。

こうしたなか近年、世界の中では、国内外の自国民に対して法律で自国情報活動に協力する義務を課すとともに協力者を保護する等を内容とする法律を定める国があらわれてきました。これにより自国でこうした法律を持つ外国籍の方が県職員となろうとすると、自国の法律と守秘義務を課す日本の法律との間で、どちらかの法律は守れなくなり、罰を受けなくてはならないなどジレンマに陥るとともに情報漏洩のリスクが懸念されます。

こうした状況をふまえ、国の情報(政府要人の移動情報等)や多くの県民の個人情報などの重要な情報を取り扱う県の業務において、今後も引き続き県職員として外国籍の方々の採用を続けるべきか、あるいは国や多くの他の35都道府県のように採用しないのか、今回の設問では県民の皆さんのご意見をお聞きし、今後の検討の材料としていきます。

※ なお、問16に関してご意見等ありましたら、アンケート用紙最終ページの自由記載欄等にご記入ください。

※ この件に関してご不明な点は、こちらにお問合せください。

【問16のお問合せ先】

三重県総務部人事課

電話 059-224-2103/FAX 059-224-3170

E-mail jinji@pref.mie.lg.jp